

標記工場ノ勞働爭議ニ就テハ既報ノ如ク其ノ後ノ経過
左記ノ通りニ有之

記

一 経過 通

(1) 勞働者側

A. 罷業勞働者ハ連日爭議團本部ニ集合結束シ計ルト共
ニ爭議未参加者ニ對シ参加ノ勧誘ヲ爲シツ、アルニ
實効ナシ

二月廿七日午後三時四十分勞働者側久保田甚太郎外
名大衆黨員春木五郎等ハ京橋區牛河岸三井地山本
太郎商店ヲ訪ヒ社長ニ會見ヲ求メタルモ不在ノ爲
社員賀陽明ト會見既報一二月廿七日勞働第六一

口 第一要求ニ鈴木勝三郎ノ復職要求ヲ添付シタル要
求書ヲ提出シ且工場休業ノ理由ヲ質シタルニ賀陽ハ
「休業ハ整理ノ爲メニシテ他意ナク要求書ニ就テハ
責任ヲ以テ回答スルヲ得サルニ付責任者ニ取次グレ
者ヲ答ヘタルニ一同意トシテ辞去セリ

C. 三月二日荏原部大井町一六ハツ梓沢菊次郎方ニ第二
本部ヲ設置セリ

D. 別記(一)ノ如キビツヲ工場附近及友誼團體ニ配布ス

E. 全日別記(二)ノ通り爭議團ノ組織ヲ定メタリ

F. 爭議ニ参加セサル幹部職工杉本宗雄外十二名ハ工場
内ニ寄宿シツ、アリ

(2) 事業主側